法律の現場から 83

自転車の運転と法律

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 白川 秀之

自転車は法律では軽車両とされ、様々な規制があります。

例えば、自転車は車道通行が原則です。但し、①自転車通行可の標識がある、②13歳未満や70歳以上、身体の不自由な者、③通行の安全の為にやむを得ない場合には、歩道を運転出来ます。また、自動車と同様、酒気帯びで運転することは出来ません。

このような規制に加えて、昨年12月1日から施行された改正道路交通法では路側帯（歩道のない道路を白の実線などで区切った外側の部分）を走る場合に、左側の路側帯を走行しなければならなくなりました。違反者には罰則もあります。

自転車を使っている人にとってはさらに不便になりますが、自転車の事故が増加しているようなので、やむを得ないことかも知れません。

ここで述べたことは全て自転車を「運転」している場合なので、自転車を押して歩いている場合には歩行者と同様なので、規制はありません。

北医療生協
無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎914-4554
（組織担当課）くらしの委員会
■会場 名古屋北法律事務所
（地下鉄「平安通」下車すぐ）